

「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針の一部を改正する告示（案）」、

「緑地面積率等に関する承認地域経済牽引事業用工場等についての基準（案）」、

「工場立地に関する準則の一部を改正する告示（案）」及び

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして経済産業大臣が定める基準等に関する告示（案）」の概要について

経済産業政策局地域経済産業政策課
地域産業基盤整備課

1. 趣旨

令和8年5月29日に成立した「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の一部施行に伴い、（１）地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針の一部を改正する告示（案）、（２）緑地面積率等に関する承認地域経済牽引事業用工場等についての基準（案）、（３）工場立地に関する準則の一部を改正する告示（案）及び（４）地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして経済産業大臣が定める基準等に関する告示（案）の制定を行う。

2. 改正の概要

（１）地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針の一部を改正する告示（案）

① 地域経済牽引事業用地整備に関する事項

- ・ 地方公共団体が基本計画において、地域経済牽引事業用地整備の実施を想定する重点促進区域の設定を行う場合、その設定に当たり考慮すべき事項として、産業用地としての土地の利用、開発等に係る関係行政機関等との事前調整が完了している等、地域経済牽引事業用地整備の実施の蓋然性が確認できる土地に設定することや、「ハ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する基本的な事項」に掲げる地域の特性のいずれかに関連して、当該重点促進区域の産業用地としての特性を定めることを規定する。
- ・ 地域経済牽引事業用地整備が具備すべき条件に関する事項として、「産業用地としての特性の活用」、「地域経済牽引事業用地整備の計画的かつ確実な実施」及び「地域経済牽引事業用地整備により整備された土地における承認地域経済牽引事業の確実な実施」の考え方を示し、地方公共団体が当該考え方に基づき、基本計画において地域経済牽引事業用地整備計画の承認要件を定めるべきことを規定する。
- ・ 地域経済牽引事業の促進のために、都市計画法第6条の2第1項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）の改定等を行う場合にあっては、地域経済牽引事業の促進の影響を加味した当該都市計画区域マスタープランの目標年次における将来工

業出荷額の見通しを、都道府県の都市計画部局等と十分な調整を図ったうえで、基本計画に定めることができる旨を規定する。

② 地域経済牽引事業用工場等の新增設の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 地方公共団体が地域経済牽引事業用工場等の新增設を促進する場合にあつては、基本計画において、当該地方公共団体が実施する産業政策や環境政策の方針、地域経済牽引事業用工場等の周辺に居住する住民の生活環境、地域経済牽引事業用工場等の種別や性質、緩和される緑地面積率等の程度を踏まえ、地域経済牽引事業用工場等の周辺の地域の生活環境の保持の観点から、地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者が講ずべき措置として、次のいずれかの措置を定め（複数の措置を定めてもよいものとする。）、当該者に対し、1つ以上の措置の実施を求めるものとする旨を規定する。

（i）敷地外緑地の整備等による市町村の緑の基本計画等への貢献

（ii）質の高い緑地の整備

（iii）地域住民との交流等に関する取組

（iv）周辺環境に配慮した先進技術の導入

- ・ 工場立地特例対象区域内に、地域経済牽引事業用工場等の新增設の促進に当たって、特に周辺の地域の生活環境の保持を図るべき区域が存在する場合には、地方公共団体は当該区域を地番等を用いて基本計画に定める旨を規定する。

当該区域は、緑地の質や量を確保することが特に重要な区域であることから、地方公共団体は、基本計画において、地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者が講ずべき措置として、上記の（i）又は（ii）を含むいずれかの措置を定め（複数の措置を定めてもよいものとする。）、当該区域に所在する地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者に対し、（i）又は（ii）を含む1つ以上の措置の実施を求めるものとする旨を規定する。

- ・ 市町村は、基本計画に定める地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者が講ずべき措置が円滑に講じられるよう、次の措置を定める旨を規定する。

（i）承認地域経済牽引事業計画に記載された地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者の実施する措置が、当該事業の実施期間中に継続されていることの確認

（ii）地域経済牽引事業用工場等緑地面積率等条例の対象となる工場立地特例対象区域や緑地面積率等規制の緩和の水準、地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者に求める当該地域経済牽引事業用工場等の周辺の地域の生活環境の保持のための措置の内容の公表

③ 地域経済牽引事業用情報処理施設に対する工業用水の供給に関する事項

地方公共団体が地域経済牽引事業用情報処理施設に対する工業用水の供給を行う場合にあつては、基本計画において、工業用水の供給による地域経済牽引事業用情報処理施設の設置の促進に関して、次の事項について定めるものとする旨を規定する。

（i）促進区域における、地域経済牽引事業用情報処理施設に安定的に工業

用水の供給を行うことができる工業用水道事業の実施の状況及び今後の実施の見通し

(ii) 情報処理施設の今後の立地見通し及び立地の目標

(iii) (i) 及び (ii) を踏まえた、工業用水の供給による地域経済牽引事業用情報処理施設に係る地域経済牽引事業の促進の見通し

④ その他所要の改正

- ・ 地域未来戦略に基づく地域産業クラスター計画の内容を基本計画に反映する場合の、基本計画への記載事項について規定する。
- ・ 産業用地の確保の迅速化に向け、産業用地の整備に当たり必要となる各種対応について、関係行政機関から発出されている通知や他の自治体の取組を参考にした見直しや運用の円滑化を進めることが有効である旨を示す。
- ・ 地域経済牽引事業の促進に当たって必要な事業環境の整備を行うに当たっては、地域の課題を解決し、地域への正の外部性を含む社会的インパクトを創出しながら事業の収益性を担保していく企業の行う地域経済牽引事業の支援を通じ、地域の持続可能な発展に取り組むことができる地域エコシステムの定着・拡大を図ることが有効である旨を示す。

(2) 緑地面積率等に関する承認地域経済牽引事業用工場等についての基準（案）

- ・ 工場立地法では、製造業等を営む事業者に対し、生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合や、工場立地法施行規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設等、植栽等と比べ、緑地としての効用が不十分な面がある特定の種類の緑地（以下「重複緑地」という。）に係る緑地面積率の算定に用いる緑地の面積へ算入できる面積等を規定する準則を定めている。さらに、市町村は、国の定める基準の範囲内で、当該準則に代えて適用すべき準則を条例で定めることができる。
- ・ 緑地面積率等規制の緩和は、国民経済の健全な発展と、周辺の地域の生活環境の保持による住民の福祉の向上とを利益衡量するもの。

こうしたことを踏まえると、緑地面積率等規制の緩和は、むやみに行うことが許容されるものではなく、市町村が地域住民の生活環境の実態に合わせて、生活環境の保持を図りつつ、適切な要件設定のもと行うことが必要となることから、今回の改正では、工場立地特例区域において、地域経済牽引事業計画に周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮に関する事項を記載し、承認を受けた事業者の設置する工場等に関し、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第9条の規定により国が定める基準よりも、さらに緩和された基準を新設し、その範囲内で市町村が条例によって準則を定めることができることとする。

- ・ 具体的には、法第18条の2第2項に規定する緑地面積率等に関する承認地域経済牽引事業用工場等についての基準を次のとおり規定する。
 - (i) 緑地の面積の敷地面積に対する割合の下限 100分の1以上
 - (ii) 環境施設の面積の敷地面積に対する割合の下限 100分の1以上
- ・ また、重複緑地について、緑地面積率の算定に用いる緑地の面積へ算入できる旨を規定する。

(3) 工場立地に関する準則の一部を改正する告示（案）

- ・ 工場立地に関する準則（以下「国準則」という。）第4条は、製造業等に係る工場等の環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）が100分の15以上になるものを当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の生活環境の保持に最も寄与するよう配置すべき旨を規定しているが、工場立地法や法に基づき、国準則に代えて適用すべき準則を市町村が条例で定めた場合には、当該準則に規定する環境施設面積率が100分の15未満となる場合が想定されることから、同条ただし書きでは、こうした場合に、当該面積率に相当する分の環境施設を当該工場等の敷地の周辺部に配置すべき旨を規定している。
- ・ このことを踏まえ、法第18条の2第2項に基づき市町村が条例で定める準則に規定する環境施設面積率も、100分の15未満となる場合が想定されることから、国準則第4条ただし書きの適用がある場合に、法第18条の2第2項に基づき準則が定められた場合を加える。

（4）地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして経済産業大臣が定める基準等に関する告示（案）

① 法第12条の4の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして経済産業大臣が定める基準

- ・ 法第12条の4に規定する経済産業大臣の確認を受けるためには、承認地域経済牽引事業用地整備が次に掲げる基準のいずれにも該当しなければならないこととする。

（i）当該承認地域経済牽引事業用地整備を行う土地の面積が1ヘクタール以上であることと見込まれること。

（ii）当該承認地域経済牽引事業用地整備により整備される土地において、次に掲げるいずれかの承認地域経済牽引事業の用に供する施設の整備が行われると見込まれること。

- ・ 工場
- ・ 流通業務施設
- ・ 情報処理施設
- ・ 研究施設
- ・ 水道、電気供給施設、ガス供給施設又は熱供給施設

（iii）（ii）の施設の整備に伴い必要となる次に掲げるいずれかの施設の整備を含むと見込まれること。

- ・ 道路
- ・ 水道
- ・ 調整池
- ・ 公園、緑地又は広場
- ・ 公共施設その他の公益的施設（上記に掲げるものを除く）

（iv）当該承認地域経済牽引事業用地整備により整備される土地に立地する事業者の決定が、法第12条の2第3項又は第5項の承認を受けた日以後に、公募その他の公正な方法により行われると見込まれること。

（v）当該承認地域経済牽引事業用地整備の実施において、承認地域経済牽引事業用地整備者相互の役割分担並びに情報共有及び意思決定にお

ける連携体制が協定書等で明確化されていること。

② 承認地域経済牽引事業用地整備者に対する確認書の交付

経済産業大臣は、法第12条の2第1項に規定する承認地域経済牽引事業用地整備者の代表者から法第12条の4の確認の申請を受けた場合であつて、当該申請の対象となる承認地域経済牽引事業用地整備が基準に適合すると認めるときは、当該承認地域経済牽引事業用地整備者の代表者に対し、確認書を交付する旨を規定するとともに、当該確認書様式を定める。

3. 施行日

施行日：経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第1条第2号の規定の施行の日